

津 沢 市 公 報

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則(抜粋)

(固定資産の範囲)

- 第47条 固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。
 (1) 有形固定資産 土地、建物、構築物、車輻運搬具、耐用年数1年以上でかつ取得価額100,000円以上の器械及び備品並びに建設仮勘定をいう。
 (2) 無形固定資産 借地権、地上権、特許権、施設利用権等で有償で取得したものをいう。

(1) 固定資産台帳について

「金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則」第10条において、適用事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、一定の会計帳簿を備え、保管しなければならないと規定されており、その会計帳簿の一つとして固定資産台帳を挙げている。

また、同規則第62条及び様式第9号において、その様式を掲げており、固定資産名称、固定資産番号、取得年月日、取得価格、耐用年数及び償却率、年間償却額、残存価額などの記載を求めている。

その他、取得財源を明示すべく、取得財源(内部留保資金、起債(償還補助)、一般会計補助金、国庫補助金、県補助金、市補助金)に係る記載についても行っている。

なお、取得年度が平成14年度までの固定資産については、手書きの固定資産台帳により管理されており、平成15年度以降に取得した固定資産については、電子ファイルの固定資産台帳により管理されている。

(監査手続)

固定資産台帳の整備状況について、担当者にとリアリング(文書による確認を含む)を実施するとともに、固定資産台帳の閲覧を実施した。

(監査結果)

(ア) 固定資産台帳の備置の不備

平成15年度に係る固定資産台帳一式、平成13年度に係る建物及び構築物の固定資産台帳、平成14年度に係る構築物の固定資産台帳が見当たらない。

速やかに、過年度における固定資産取得一覧表、減価償却一覧表、除却リスト、その他取得時点における各種証拠類の調査及び固定資産の現物調査を実施し、固定資産台帳の整備を行う必要がある。

(イ) 固定資産台帳の記載内容の不備

手書きの固定資産台帳は、当時の担当者による記載内容や記載の有り様に差異が見られ、鉛筆により記載された台帳や留意事項なのか単なるメモ書きなのか峻別が付き難い台帳も散見された。記載振りの不備によって、減価償却計算や除却処理において誤謬を招きかねないこ

無形固定資産	427,043	644,164	491,830
電話加入権	30	30	30
その他無形固定資産	427,013	644,134	491,800
資本剰余金(注)	3,223,897	3,326,455	3,398,918
受贈財産評価額	728,807	728,807	728,807
寄附金	17,010	17,010	17,010
他会計補助金	2,396,784	2,499,342	2,571,806
国庫補助金	35,886	35,886	35,886
県補助金	45,409	45,409	45,409
減価償却費	187,744	267,583	329,137
資産減耗費(除却損等)	1,835	1,427	28,833

(注) 資本剰余金

受贈財産評価額は、地方公共団体の他の会計からの現物出資を除き、他の企業に対する財産贈与が行われた場合において、その財産につき、受入れがあった日の適正な見積価額によって資産計上する一方、その同額につき、資本剰余金として積み立てられたものである。

寄附金は、出資の場合を除き、資本金に充てるため当該地方公共団体以外から提供された金銭を以って財産の取得に充てた場合、その金銭を受け入れた日をもって、その同額につき、資本剰余金として積み立てられたものである。

他会計補助金、国庫補助金・県補助金は、建設費の補助目的で交付された、地方公共団体の他の会計からの補助金、国庫・県補助金、工事負担金であり、地方公営企業法第39条第5項の規定により、資本剰余金に積み立てられたものである。

地方公営企業法(抜粋)

(剰余金)

第32条第5項 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

「金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則」第47条第1項及び第2項によれば、有形固定資産、無形固定資産とは、次に掲げるものをいう。

表23 減価償却実施額の検証ができない取得案件(構築物) (単位:千円)

	平成13年度 取得案件	平成14年度 取得案件	平成15年度 取得案件	計
件数(件)	1	1	1	3
帳簿価格合計	9,975	18,410	627	29,012
平成22年度における 減価償却実施額合計	493	911	56	1,461

(注) 病院の計算した平成22年度構築物減価償却費内訳表による。

なお、これらの資産に係る減価償却実施額の正確性については、過年度においても同様に確認できない状況にあると言えらるが、その金額(監査人の試算による)は、表24のとおりである。

表24 確認ができない減価償却額の累計 (単位:千円)

	平成19年度 迄の累積額	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度 末迄の累計額
建物に係る確認不能 な減価償却額	30,807	5,223	5,223	5,223	46,478
構築物に係る確認不 能な減価償却額	7,744	1,461	1,461	1,461	12,129
確認不能な減価償却 額合計	38,552	6,685	6,685	6,685	58,607

(注) 病院の計算した平成22年度減価償却費内訳表に基づいて外部監査人が試算。

(イ) 固定資産台帳の記載誤り
固定資産台帳上の記載誤り(平成16年度取得の建物9件)が、未訂正のままの状態となっている。減価償却計算の管理を行っている電子ファイルの管理表上の計数は正しく、結果として減価償却の計算自体には誤りはないため、速やかに訂正し、固定資産台帳の適正化に努める必要がある。

(ウ) 減価償却実施額の誤り
固定資産台帳上の帳簿価格(取得価格)が、減価償却計算の管理を行っている電子ファイルの管理表上への転記誤り(原因として、減価償却計算が誤っていた案件があった(表25参照))。速やかに電子ファイルの管理表と固定資産台帳との照合作業を実施し、減価償却計算の正確性を確保する必要がある。

とから、固定資産台帳の見直しを行い、記載内容を確認し、必要に応じて補充、訂正を行うことが望まれる。

(2) 減価償却計算について

「地方公営企業法施行規則」第7条第1項及び「金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に定める規則」第52条において、固定資産の減価償却は定額法によって取得の翌年度から行うこととしており、当該規定に従い、減価償却計算が行われている。

その際、「地方公営企業法施行規則表第2号」に定める耐用年数に基づき減価償却計算が行われているが、特に医療機器については、細目を更に細分化させた耐用年数表(国税庁法人税課)も参照して適用すべき耐用年数の判断を行っている。

(監査手続)

固定資産の管理状況及び会計処理について、担当者にヒアリング(文書による確認を含む)を実施した。

平成22年度における固定資産の取得取引のうち、建物及び構築物の取得取引については全件を対象として、器械及び備品の取得取引については取得価額3,000千円以上の取引全件を対象として、また、当該取得資産に係る耐用年数については地方公営企業法施行規則別表第2号に準拠していることを確認した。

平成22年度における減価償却計算の実施額について、網羅性及び正確性を確認するため、減価償却内訳書と固定資産台帳(建物及び構築物は全件を対象、また、器械及び備品は手書き固定資産台帳No4を対象とした)との整合性を確認した。

(監査結果)

(ア) 減価償却実施額の検証不能

「(1) 固定資産台帳について」に記載のとおり、固定資産台帳が見当たらないことから、表22及び表23の取得案件について減価償却実施額の正確性が確認できない状況にあり、速やかに固定資産台帳を整備し、減価償却実施額の確認作業を行う必要がある。

表22 減価償却実施額の検証ができない取得案件(建物) (単位:千円)

	平成13年度 取得案件	平成15年度 取得案件	計
件数(件)	8	12	20
帳簿価格合計	147,731	3,306	151,037
平成22年度における 減価償却実施額合計	4,956	267	5,223

(注) 病院の計算した平成22年度建物減価償却費内訳表による。

当該設備工事は、駐車場整備工事（土木・舗装工事）に関連して、駐車場の出入口に電動式のチェーンゲートを設置するため整備工事とは別に発注・契約されたものであるが、土木・舗装工事と当該設備工事とを駐車場整備工事という広い意味で識別し、一体の資産として扱っており、「地方公営企業法施行規則別表第2号 構築物 舗装道路及び舗装路面アスファルト敷又は木れんが敷のもの 10年」を採用している。

土木・舗装工事については当該耐用年数を採用することに問題はないものの、設備工事部分についてはその資産内容や管理の在り方等の違いを踏まえ、土木・舗装工事とは別の資産（器械及び備品）として認識のうえ、仕様書やパンフレットを十分に吟味し、下記の参考を示すような実態に合った耐用年数を採用することが望まれる。

(参考)

○地方公営企業法施行規則 別表第2号	器械及び備品	前掲のもの以外のもの	その他のもの	5年
○国税庁 耐用年数表	器具備品	前掲のもの以外のもの	無人駐車管理装置	5年

- ② (器械及び備品)として計上
筋電図・誘発電位検査装置 取得価格11,340千円

この装置に関し、「地方公営企業法施行規則別表第2号 器具及び備品 医療機器 其他のもの 5年」を採用しているが、耐用年数表（国税庁法人税課）では、「生体現象測定記録装置及び補助装置 筋電計 6年」、若しくは「その他の医用電子機器 電気反応検査装置 6年」とされている。

取得資産に係る仕様書やパンフレットを十分に吟味し、実態に合った耐用年数を採用することが望まれる。

【指摘事項】
固定資産台帳及び減価償却計算の一部に不備があるため、早急に是正する必要がある。

(3) 除却手続について

各診療科・病棟からの「医療機器廃棄一覧」による除却申請に基づいて、事務局では固定資産台帳との照合及び確認後、事務局長の決裁を受けて除却・廃棄処理を行うとともに、固定資産台帳から削除し、除却損等（注）の計上を行っている。

(注) 除却損等

固定資産の除却処理に関して、除却時点における残存価格を資産減耗費（固定資産除却費）として損益計算書に計上することとなる。

なお、補助金等を財源として取得された固定資産については、『地方公営企業法施行

(単位：千円)

表25 帳簿価格の転記誤りがあった案件

件数	減価償却実施額①	あるべき額②	差額 (①-②)
建物	1	2,805	1,481
器械及び備品	1	28	85
合計	2	2,833	1,566

(注) 差額は、減価償却実施額が過大はプラス、過小はマイナス。

なお、上記2件とともに、平成11年度取得案件であることから、過年度における各事業年度においても、減価償却実施額の誤りがあったものと考えられるが、その金額（監査人の試算による）は、表26のとおりである。

表26 帳簿価格の転記誤りによる減価償却実施差額の累計額 (単位：千円)

	平成19年度迄の累積額	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度末迄の累計額
建物に係る差額	9,263	1,323	1,323	1,323	13,233
器械及び備品に係る差額	△816	△102	△102	△56	△1,076
差額の合計	8,447	1,221	1,221	1,266	12,157

(注) 差額は、減価償却実施額が過大はプラス、過小はマイナス。

(エ) 減価償却計算の実施漏れ

残存価額に到達する事業年度が平成22年度末であったことから、減価償却計算の管理を行っている電子ファイルの管理表上、減価償却計算が漏れていた案件があった（表27参照）。速やかに電子ファイルの管理表上の計算式を点検し、適切な処置を講じる必要がある。

表27 減価償却計算の漏れていた案件 (単位：千円)

件数	減価償却の不足額合計
2件（ともに平成6年度取得案件）	669

(オ) 耐用年数の適用判断

減価償却計算は取得の翌事業年度から行われることから、平成22年度に取得した物件に対して採用した耐用年数の如何は、当事業年度の減価償却計算には影響はないものの、翌事業年度以降の経営成績及び財政状態に影響を及ぼすこととなる。

監査手続の結果、下記の2物件について、より慎重な耐用年数の吟味が望まれる。

- ① (構築物)として計上
医師用駐車場整備工事（設備工事） 取得価格1,260千円

津 沢 市 公 報

(4) 固定資産及び資本剰余金の帳簿残高管理について
 「金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則」第13条において、帳簿は随時照合し、その正確な残高を確認するよう求めている。
 当該帳簿には、総勘定元帳の他、固定資産台帳も含まれている。

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則 (抜粋)
 (帳簿の照合)
 第13条 帳簿は、随時照合してその正確な残高を確認するように努めなければならない。
 (帳簿の種類及び保管)
 第10条 会計管理者及び課長は、適用事業の業務に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次に掲げる会計帳簿(以下「帳簿」という。)を備え、保管しなければならない。
 (1) 会計管理者
 預金出納簿及び預り金整理簿
 (2) 課長
 総勘定元帳、内訳簿、貯蔵品出納簿、固定資産台帳、企業債台帳、収入予算整理簿、支出予算整理簿、未収金整理簿及び未払金整理簿
 (なお、下線は監査人による)

地方公営企業法施行令 (抜粋)
 (資本剰余金の取崩し)
 第24条の2 資本剰余金に整理すべき資金をもつて取得した資産で総務省令で定めるものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

(監査手続)
 固定資産の管理状況及び会計処理について、担当者にヒアリング(文書による確認を含む)を実施するとともに、除却損等の処理について、各資産の除却リストと除却対象物件に係る固定資産台帳などの関連証拠との突き合わせを実施した。

(監査結果)
 表28のとおり、資本剰余金の取崩額の誤り(過大な取崩し)が10件あった。

表28 資本剰余金の取崩額に誤りのあった案件 (単位：千円)

	件数	資本剰余金取崩額①	あるべき取崩額②	差額①-②
① 器械及び備品	9	19,291	4,735	14,556
② 器械及び備品	1	507	-	507
合計	10	19,798	4,735	15,063

①は、昭和63年度の取得案件に係るものであるが、複数台の器械及び備品を取得し、これを複数のロケーションに配置したケースにおいて、配置されたロケーション毎の固定資産台帳を作成するにあたり、配置された台数に対応した取得価格ではなく取得価格総額を帳簿価格として各固定資産台帳を作成したことから、資本剰余金の過大な取崩し処理が行われてしまったものである。

②は、昭和63年度の取得案件に係るものであるが、複数台の器械及び備品を取得し、その後、一部を廃棄処理したが、当該事実が適切に固定資産台帳に反映されておらず、結果として重複して資本剰余金の取崩し処理が行われてしまったものである。

これらはいずれも、固定資産台帳の記載振りの不備に起因した誤りであることから、前述「(1)固定資産台帳について」とおり固定資産台帳の見直しを行い、記載内容を確認し、必要に応じて補充、訂正を行うことが望まれる。

(監査手続)
 固定資産の管理状況及び会計処理について、担当者にヒアリング(文書による確認を含む)を実施するとともに、固定資産台帳及び総勘定元帳の間違ひを実施した。

(監査結果)
 (ア) 帳簿照合の未実施
 毎事業年度の増加取引、減価償却計算や除却処理等の減少取引に係る会計処理が正確に実施されているという前提の下、固定資産台帳における帳簿価格残高や補助金等を財源として取得した固定資産に対応する資本剰余金残高について、毎事業年度の総勘定元帳との照合作業は実施されていない。

これは、固定資産台帳の取得価格、減価償却累計額、残高合計額、取得財源別の資本剰余金の残高及びその内訳を把握・集計するためのシステムが整備されておらず、手書きと電子ファイルによる固定資産台帳や、過年度における固定資産取得一覧表、減価償却一覧表、除却リストなどから、手作業によって集計を行うほかない状況にあるためである。

しかしながら、前述のとおり、固定資産台帳の存在しない事業年度があり、また、存在していないも固定資産台帳の記載振りに不備が認められること、さらには、これに起因した減価償却計算や除却処理の誤った処理も相まって、固定資産残高や補助金等を財源として取得した固定資産に対応する資本剰余金残高の妥当性に疑義を持たざるを得ない状況にあり、極め

【意見】
 固定資産台帳の是正に併せて、固定資産の現物との照合など実地棚卸を定期的実施する必要がある。

上記のように金沢市立病院では、地方公営企業法に基づき地方公営企業会計が適用されるため、財務諸表は複式簿記により作成され、官庁会計とは異なった会計処理が求められる。しかし、病院の経理担当者は人事異動により一定期間経過後に交代するため、知識の継承が難しい状況にある。地方公営企業会計についての会計事務に関する研修の実施など、職員の資質向上のための仕組み作りが必要である。

【意見】
 地方公営企業会計の会計事務に関する研修を実施するなど、職員の資質向上のための仕組み作りが必要である。

なお、地方公営企業法第30条に基づき、金沢市立病院において作成される貸借対照表に計上されている資産は、過去に税金が投入されて財産として維持されているものであり、公益という意味においては年度で執行される予算とその重要性に何ら変わりはない。固定資産台帳や棚卸資産、診療報酬債権等の貸借対照表科目に不備が散見されたが、これは、年度の予算執行に比較して、すでに執行されたストックとしての資産が重要視されていないという地方公共団体によく見られる問題点である。企業は損益計算書だけではなく貸借対照表も重視しているが、そのような観点で地方公営企業法が取り入れられて決算の書類として用意したこと、また、何より累積欠損金は貸借対照表に計上されているということに鑑み、貸借対照表の各勘定科目についても適正な管理がなされる必要がある。

7. 退職給与引当金について
 (会計処理方法について)

退職給与引当金については、「金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則」第14条の勘定科目(別表)において退職給与引当金の計上を規定し、第55条の決算整理項目として引当金の計上を挙げているが、具体的な計上目的、算定方法等は示されていない。
 金沢市立病院では毎年度の退職金予算額の執行残高が発生した場合に、当該剰余金の引当金繰入を行っている。ただし、執行残高が発生した場合一つ引当金繰入を行って引当金繰入を行っており、赤字決算時には引当金繰入を行っていない。
 なお、過去3年間の退職金及び退職給与引当金の推移を表29に示す。

問題である。
 速やかに固定資産台帳と総勘定元帳との照合作業及び固定資産の現物との照合作業を実施し、これらの整合性を図り、差異を解消させるとともに、資本剰余金の内訳についても整理を行う必要がある。

また、その後も定期的に会計帳簿間の照合を実施し、その一致を確認することに大きな意義が認められる。

(5) 固定資産の現物管理について
 固定資産台帳と固定資産とを実地に照合するなどの具体的な現物管理の方法を規定した規則等はない。

ただし、秋頃と2～3月との年2回、全診療科・病棟を対象として、医療機器や机・椅子・棚等の消耗備品のうち、使用困難/不可のものや壊れてしまいい保管状態にあるもの等、廃棄対象品の特定作業を実施している。

また、器械及び備品については、管理番号、品名、取得年月日等を記載した管理シールを貼り付けて管理している。

(監査手続)
 固定資産の管理状況について、担当者にヒアリング(文書による確認を含む)を実施した。

(監査結果)
 (ア) 実地棚卸の未実施
 上述の廃棄対象品の特定作業は、秋頃実施の作業については翌事業年度の予算要求のため、購入希望の医療機器等を特定することを目的としたものであり、また、2～3月実施の作業については、粗大ごみ等の回収を目的としたものである。

したがって、これらは廃棄品の選別作業に過ぎず、固定資産現物のすべてを実地に調査し、その結果と固定資産台帳とを照合することによって、固定資産の実在性、網羅性及び保管状況・稼働状況の確認を行うとともに、正確な固定資産帳簿残高を維持する、いわゆる実地棚卸とはその実施目的や実施方法も異なるものである。

前述「(4) 固定資産及び資本剰余金の帳簿残高管理」のとおり、固定資産や資本剰余金の残高の妥当性に疑義が認められる状況にあることから、速やかに固定資産の現物との照合作業を実施し、これらの整合性を図り一致させる必要がある。

また、その後も定期的に実地棚卸を実施し、帳簿との一致を確認することに大きな意義が認められる。

なお、実地棚卸の実施においては、日々医療機器を使用・管理しており、棚卸作業時には実際の作業を行うこととなる各診療科・病棟の医師や看護師等の協力が不可欠であることかから、その意義について十分に認識してもらおうとともに、実施棚卸の実施に係る具体的な管理ルールを取り決めて明文化し、周知徹底を図ることが望ましい。

地方公営企業法施行規則(抜粋)
 (勘定科目の区分)
 第2条の2 法2条第一項各号に掲げる事業及び病院事業の勘定科目は、別表第1号に定める勘定科目表に準じて区分しなければならない。
 別表第1号_勘定科目表_6 病院事業(抜粋)
 固定負債 款:引当金 項:退職給与引当金、修繕引当金

(退職給与引当金残高について)
 「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公営企業に係る部分)」の施行に関する取扱いについてにおいて、各事業年度において引き当てるべき額の基準として、当事業年度末日に在職する全職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額(自己都合要支給額)から前事業年度末日に在職した職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における自己都合要支給額を控除した金額を基準とする方法を適当であるとしている。

「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公営企業に係る部分)」の施行に関する取扱いについて(抜粋)
 (引当金)
 1. 地方公営企業の毎事業年度の損益計算の平準化を図るため、修繕費及び退職給与金について、あらかじめ引当金の計上ができるものであるが、これは固定負債として整理するものであること。
 2. (省略)
 3. 退職給与引当金は、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少その他経営上やむを得ない理由によって職員が退職する場合に予想される多数の退職給与費の発生に備え、あらかじめ各事業年度の費用として計上したものを引き当てておくものであるが、この場合における各事業年度において引き当てるべき額の基準は、当該事業年度末日に在職する全職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額から前事業年度末日に在職した職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額を控除した金額を基準とすることが適当であること。
 なお、退職給与金については、支出した額を繰延勘定として5事業年度以内に償却することができるものとされている(施行令第26条第2項及び第3項)が、企業経営の安全性を図る意味からは、引当金設定の方法により資金の留保を図るべきであること。

この場合、各事業年度において発生していると認められる退職金要支給額を費用として損益計算書に計上し、各事業年度末における期末要支給額が固定負債(引当金)として貸借対照表に計上されることとなる。
 金沢市立病院における退職金の期末要支給額を表30に示すが、平成22年度末において、当

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則(抜粋)
 (勘定科目)
 第14条 適用事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとする。
 2 前項に規定する勘定科目の区分は、別表の定めるところによる。
 (決算整理)
 第55条 課長は、毎事業年度経過後速やかに振替伝票により次の各号に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。
 (3) 諸引当金の計上
 別表(第14条関係) 勘定科目表 1. 病院事業勘定科目表(抜粋)
 款:固定負債 項:引当金 目:退職給与引当金、修繕引当金

表29 退職金(引当金繰入額を含む)の推移表 (単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
予算計上額	114,318	206,151	116,578
実際の退職給与金(実際支給額)	97,013	209,760	102,634
医師	6,952	14,691	471
看護師	12,318	107,154	49,377
准看護師	24,790	27,666	-
医療技術員	34,880	27,713	27,176
事務員	18,071	32,534	25,609
(退職者数(人))	(19)	(27)	(20)
予算実績差額	17,304	△3,609	13,943
(PL)退職給与金(実支給±引当額)	97,013	206,151	116,578
退職給与引当金の取崩額	-	△3,609	0
退職給与引当金の繰入額	-	-	13,943
(BS)退職給与引当金の残高	21,241	17,631	31,575

(退職給与引当金の計上方法について)
 地方公営企業においては、「地方公営企業法施行規則」第2条の2及び別表において退職給与引当金を例示しているが、詳細な定めはない。
 退職給与引当金の算定方法等について詳細な定めがない中で、引当金繰入額として予算執行残高を繰入計上していることは基準違反とは言えないが、赤字決算の場合には繰入実施を見送り、黒字決算の場合に限り繰入実施しており、適切さを欠いている。

該計上基準に拠った場合の引当金額(すなわち期末自己都合要支給額)は約13億円であるが、実際の退職給与引当金残高は0.3億円であり、大幅な引当不足の状況となっている。

表30 退職金の自己都合要支給額 (単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
退職給与引当金の残高(A)	21,241	17,631	31,575
期末要支給額(B)	1,348,020	1,327,002	1,333,577
A/B	1.58%	1.33%	2.37%
退職給与金の支給対象者数	270	272	272
1人あたり自己都合要支給額	4,993	4,879	4,903

(注)平成20年度及び平成21年度の期末要支給額の金額については、「金沢市公営企業会計決算審査意見書」に記載されている金額を、また、平成22年度は金額については、外部監査時に負担見込額の試算を依頼、回答された金額を記載した。

なお、先述のとおり、新地方公営企業会計基準の導入が予定され、退職給与引当金の計上が義務化されるとともに、その算定方法は期末要支給額(簡便法)によることができるとされている(施行期日：改正政省令 平成25年4月1日施行予定)。また、計上不足額については、適用時点での一括計上を原則とするも、職員の退職までの平均残余勤務年数の範囲内(最長15年以内)での対応を可とする激変緩和措置が用意されている。これらを踏まえ、今後の対応について、早急に検討する必要がある。

【意見】
平成25年4月1日施行予定の新地方公営企業会計基準では、退職給与引当金の計上が義務化されることから、今後の対応について早急に検討する必要がある。

8. 修繕引当金について

(会計処理方法について)

修繕引当金については、「金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則」第14条の勘定科目(別表)において、修繕引当金の計上を規定し、第55条の決算整理項目として引当金の計上を挙げているが、具体的な計上目的、算定方法は示されていない。

金沢市立病院では、有形固定資産のうち修繕費の対象となりうる建物、構築物及び機械備品の帳簿価額(減価償却後)の1%相当額(修繕費率)を修繕費総額とし、実修繕費を差引いた残額を引当金とすることとしている。表31に過去5年間の修繕費及び修繕引当金の推移を示すが、平成19年度に44,168千円を繰入した以降、引当金の繰入及び取崩しは実施されていない。

表31 金沢市立病院における修繕費等の推移

(単位：千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
予算額(注1)	81,226	110,671	75,324	76,263	72,722
予算執行額(注1)	55,828	68,605	75,277	75,993	59,813
(PL)修繕費	55,828	68,605	75,277	75,993	59,813
予算執行残額(注1)	25,397	42,065	47	270	12,909
引当繰入額(注2)	-	44,168	-	-	-
引当取崩額	-	-	-	-	-
(BS)修繕引当金	-	44,168	44,168	44,168	44,168

(注1) 監理人にて、税抜金額へ割り返した金額を記載。

(注2) 税込金額

(修繕引当金の計上方法について)

地方公営企業においては、「地方公営企業法施行規則」第2条の2及び別表において修繕引当金を例示しているが、詳細な定めはない。

修繕引当金には、数年に一度行われる大規模な修繕に係る費用に備えて、資産等の修繕の頻度或使用期間に応じて各事業年度に負担させるために引当が行われる、いわゆる特別修繕引当金と、毎事業年度の継続的な修繕工事のうち、なんらかの理由により特定の修繕が行われず修繕費の執行額が予算額に満たない場合において、翌事業年度に繰り越された修繕工事に係る費用に備えるために引当が行われる修繕引当金とが含まれる。

(特別修繕引当金に係る引当金残高)

平成22年度末における修繕引当金残高には、大規模な修繕計画に基づく特別修繕引当金相当額は含まれていない。

なお、建物等の老朽化が進み、今後大規模な修繕工事が見込まれる場合には、当該修繕計画を策定の上、必要に応じて特別修繕引当金を計上することが望まれる。

(修繕引当金に係る引当金残高)

「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公営企業に係る部分)」の施行に関する取扱いについてにおいて、修繕費の執行額があらかじめ定められた予定基準額に満たない場合には、その差額を引当金に整理することができるとしており、この場合の各事業年度の費用として計上すべき基準額として、当事業年度の前事業年度における修繕費実績額の平均額又は当該企業の当該事業年度における資産の帳簿原価の一定割合の額等とすることが適当であるとしている。

金沢市立病院における修繕費見込総額を表32に示すが、過年度の各事業年度において、修繕費総額として見込まれている資産の帳簿原価(帳簿価額)の一定割合(1%相当)の額は、約60,000千円と一定水準で推移しており、かつ、修繕費の予算執行額についても一定水準にあって予算執行残額(余剰)が発生している状況にある。平成22年度末における修繕引当金残高は、平成19年度における修繕費の予算執行残額を引当繰入した際の残額を単に維持してきたに過ぎない。

そもそも修繕費予算に残額が生じるのは、修繕費予算の見積もりがある程度正しいとして、必要な修繕が翌事業年度以降に繰り越されることによるだけであり、年度をまたいでやはり修繕は発生するのである。その場合、通常は過年度に引当てた修繕引当金を取崩し、その支出に充てることになるが、そのような処理は行われていない。現状の引当ルールでは、修繕費予算が余った分は修繕引当金として引当て、将来予算を超えて修繕費が支出されることに備えなければならぬ。修繕費予算額の範囲内において修繕が行われ、予算執行残高が発生している状況においては、ルールどおりに予算執行残高を引当計上すべきである。

また、修繕費予算に関しては、毎年度実績を超える予算が計上されているが、修繕費見込み総額から過年度に引き当てた修繕引当金を取崩す予定額を控除した残額を予算計上すべきであり、現在の予算計上額も不正確と言わざるを得ない。

なお、修繕費総額を見込む際に使用する資産の帳簿価額の一定割合(修繕費率)として1%を見込んでいるが、経験的に1%を機械的に使用するのではなく、定期的に修繕費率の見直し・検証を実施することが望まれる(監査人の試算によれば、現状においては、概ね1%相当となっていた)。

【意見】

修繕引当金については、財政健全化法の趣旨に則り、予算執行残高を引当計上する必要がある。また、定期的に修繕費率を見直すとともに、必要に応じて特別修繕引当金を計上することが望まれる。

「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公営企業に係る部分)」の施行に関する取扱いについて(抜粋)

(引当金)

1. 地方公営企業の毎事業年度の損益計算の平準化を図るため、修繕費及び退職給与金について、あらかじめ引当金の計上ができるものであるが、これは固定負債として整理するものであること。
2. 修繕引当金は、地方公営企業の有形固定資産のうち数年に一度大規模な修繕を行う資産等につき、いわゆる特別修繕引当金に類するものとして計上することができるほか、企業の毎事業年度の修繕費の額を平準化させる目的をもって、修繕費の執行額があらかじめ定められた基準額に満たない場合において、その差額を引当金に整理することができるものであること。この場合の各事業年度の費用として計上すべき基準額は、前者にあつては、当該修繕費を各事業年度に均分した額、後者にあつては、当該事業年度前数事業年度における修繕費実績額の平均額又は当該企業の当該事業年度における資産の帳簿原価の一定割合の額等とすることが適当であること。

表32 修繕費見込総額の算出表

(単位：千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
＜会計処理方法による＞					
①修繕費の見込総額 (=帳簿価額の1%相当額)(注1)	61,490	61,522	60,837	60,349	60,206
建物の帳簿価額	3,796,182	3,743,893	3,642,978	3,537,894	3,416,556
構築物の帳簿価額	512,914	507,956	502,997	498,127	499,669
機械備品の帳簿価額	1,839,903	1,900,358	1,937,757	1,998,863	2,104,395
帳簿価額合計	6,148,999	6,152,207	6,083,732	6,034,884	6,020,620
②実修繕費	55,828	68,605	75,277	75,993	59,813
①-②(試算額)	5,662	△7,083	△14,440	△15,644	393
＜実際の修繕費予算による＞					
③修繕費の予算額	81,226	110,671	75,324	76,263	72,722
予算額/帳簿価額合計	1.32%	1.80%	1.24%	1.26%	1.21%
②実修繕費	55,828	68,605	75,277	75,993	59,813
③-②(予算執行残高)	25,398	42,066	47	270	12,909
実修繕費/帳簿価額合計	0.91%	1.12%	1.24%	1.26%	0.99%

(注) 監査人の試算を含む。

(注1) 修繕費率として1%相当額を設定している。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づき包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

消防事業に関する事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、災害に関する市民の関心を高めたと考えられる。

このような環境下で、消防、救急、防災など、市民の生命及び財産を守る消防事業の役割はますます重要性を増していることから、消防事業の事務手続が適正に行われているか、また、消防力の確保が適正になされているかについて監査することは有意義であると考え選定した。

4. 外部監査の方法

(1) 監査要点

- ①財務事務は条例等に基づき適正に執行されているか。
- ②施設・備品等の管理及び運営は効率的に実施されているか。
- ③消防力等が効果的かつ効率的に整備されているか。

(2) 主な監査手続

業務担当課等へのヒアリング、書類・帳簿等の閲覧、現地視察等を実施した。

5. 外部監査の対象期間

原則として平成22年度を対象としたが、必要に応じて過年度及び平成23年度の一部についても監査対象とした。

6. 外部監査の実施期間

平成23年6月8日から平成24年3月21日まで

7. 監査人補助者

長 澤 英 樹(公認会計士)
柴 義 公(公認会計士)
小野田晴美(公認会計士)

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべ

選定した特定の事件

(2) 消防事業に関する事務の執行について

3. 消防力の概要

表1 金沢市の主な消防力

消防局		(平成23年4月1日現在)	
職員数	1局4課3署9出張所 定員410名 実員409名		
車両等設備	普通ポンプ車 15台 水槽付ポンプ車 2台 先端屈折はしご車 2台 はしご車 1台 大型高所放水車 1台 大型化学車 1台 化学車 2台 泡原液搬送車 1台 小型動力ポンプ付水槽車 1台 救助工作車 2台 照明電源車 1台	支援車 1台 資機材搬送車 2台 消防二輪車 1台 指揮車等 5台 警防車 1台 調査車 1台 高規格救急車 10台 地震体験車 1台 予防車 12台 その他の車両 2台 小型動力ポンプ 14台	
消防団	3団49分団		
団員数	定員1,232名 実員1,101名 (※平成23年3月31日現在)		
車両等設備	普通ポンプ車 52台 指揮車 3台	小型動力ポンプ 52台 人員資機材搬送車 49台	
消防水利			
基数・箇所数	公設消火栓 10,053基 防火水槽 1,406基 河川・用水 15	貯水池 79 プール 101	

(注) 平成22年版金沢市消防局消防年報による。

平成23年4月1日現在の主な消防力としての組織及び車両等整備の状況は、表1のとおりであるが、詳細については後述の監査結果を参照されたい。なお、消防水利については、国において基準が定められているが、この表に示す基数は基準外水利を含む総数である。また、現在の消防局の組織及び事務分掌については、図2のとおりである。

図2 消防局の組織と事務分掌

(平成23年4月1日現在)

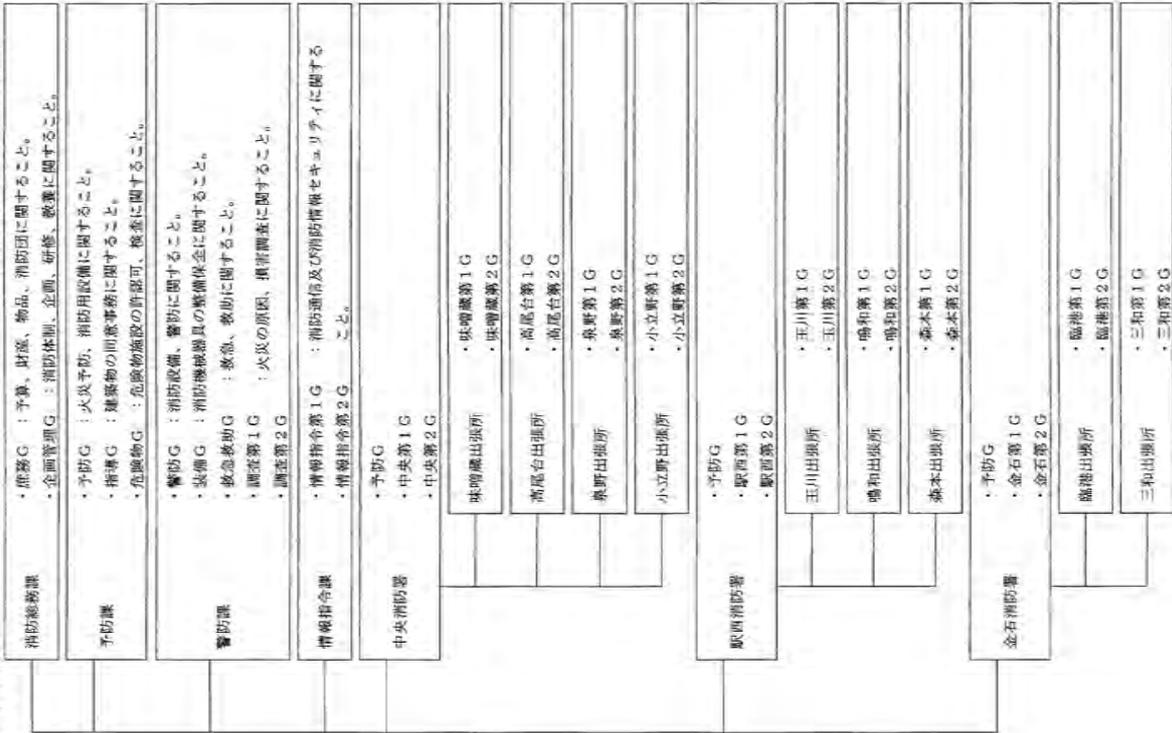


表2 過去10年間の金沢市の消防当初予算内訳 (単位：百万円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
一般会計	168,160	167,160	174,030	155,060	153,440
消防費	5,009	6,033	6,256	4,891	5,420
内	3,712	3,675	3,678	3,729	3,827
常備消防費	639	1,778	2,088	733	1,192
非常備消防費	335	335	258	246	247
災害対策費	323	245	230	183	154
消防予算比率(%)	2.98	3.61	3.59	3.15	3.53

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計	152,650	152,108	153,090	160,035	163,220
消防費	5,090	4,978	4,965	5,013	5,241
内	3,842	3,747	3,663	3,719	3,628
常備消防費	814	825	873	836	1,186
非常備消防費	295	276	297	278	278
災害対策費	139	129	131	179	149
消防予算比率(%)	3.33	3.27	3.24	3.13	3.21

(注) 各金額は項目毎に百万円単位で四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

4. 出動実績の推移

過去10年間の出動実績及び火災件数の推移は、図3のとおりである。ただし、これには大規模災害への派遣などは含まれていない。

火災件数は毎年100件前後とほぼ横ばいであるが、災害出動及び救助出動はやや減少傾向にあると見ることが出来る。これに対し、救急出動件数は高齢化社会の進展や医療構造の変化等を背景に年々増加し続け、この10年間で3,908件(35.8%)の大幅増となっている。

なお、平成23年度版消防白書によれば、平成22年中の出火率(人口1万人当たりの出火件数)は、全国平均で3.7件/万人であるが、同年の金沢市の出火率は2.1件/万人(金沢市人口462,361人：(平成22年10月1日現在：平成22年度国勢調査による))である。また、同白書では救急自動車による出動件数は、全国の1日平均は14,969件であり、1年間で国民の26人に1人が救急隊によって搬送されたとしているが、同比較では金沢市は31人に1人であり、出火率・救急搬送率とも全国平均より低いことがわかる。

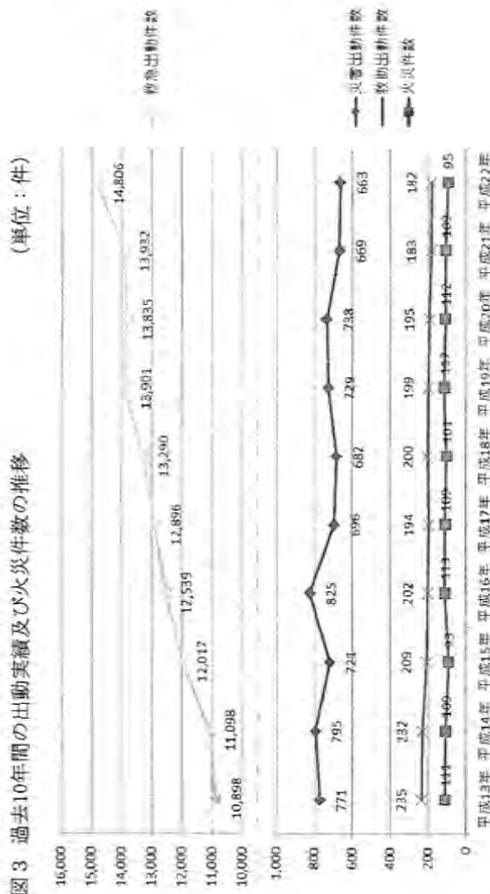


図3 過去10年間の出動実績及び火災件数の推移 (単位：件)

5. 消防予算の推移

以下に、過去10年間の金沢市の消防予算の推移を表2に、消防予算比率及び内訳の推移のグラフを図4及び図5に示す。

図4 一般会計に占める消防予算比率の推移 (単位：%)

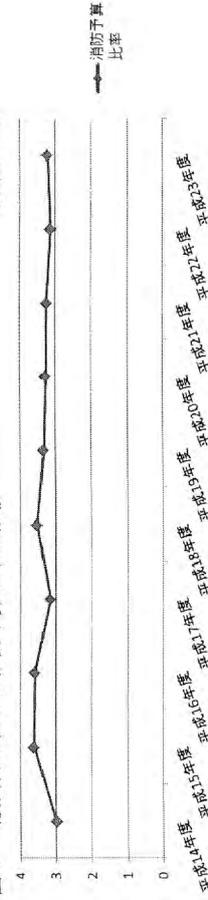
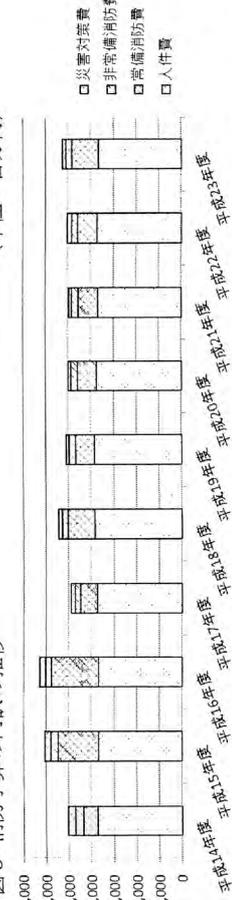


図5 消防予算の内訳の推移 (単位：百万円)



他都市等との比較については後述するが、一般会計に占める消防予算比率は概ね3%前後で推移している。消防予算の内訳では平成15年度及び16年度の常備消防費が突出しているが、これは現消防局及び中央消防署庁舎の建設費による一時的なものである。

第3 外部監査の結果

第1章 総論

1. 消防に関する金沢市の特徴

(1) 地域活動の特徴

「金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例」の前文によれば、「金沢は、これまで自然環境や歴史、風土の中で培われてきた公私協働の土壌を守り育て、これを活かしながら、市民の自主性とまちの独自性を発揮し、発展してきた。」とされている。また、「金沢市協働推進計画」の背景と目的には、金沢独自のコミュニティ活動を支えてきた地縁組織として、義勇消防団が紹介され、「49分団からなる義勇消防団員の命がけの奉仕によって、常備消防とともに火事や災害から市民の生命が守られています。」とされている。このように、金沢市の地域活動は、元々公民館の設置運営に関する方式を呼んだ「金沢方式」という独特な運営方式が取られている。つまり、昭和27年「公民館設置条例」の改正により、それまで市の職員だった公民館職員の身分を地区公民館の雇用とし、公民館の運営経費のうち一部を地元負担とした。このような運営方式を「金沢方式」と呼んでいるということである。このような地域活動の在り方は、戦前、小学校区（以下校下）単位に強い住民の連帯意識があったものが、戦災に遭わなかったことにより、戦後も強い連帯意識がそのまま維持されたために受け継がれたといわれている。すなわち、「金沢方式」とは、①地域主導、②ボランティア、③地元負担という3つの特徴を持った運営方式のことをいう。

(2) 金沢方式による消防事業の運営

金沢市協働推進計画にあるように、消防事業も地域活動の一部であり、その特徴もこの「金沢方式」という運営方法に基づいているということが出来る。すなわち、校下にそれぞれ消防分団が設けられ、常備消防を担う金沢市消防局と連携しながら運営されている。それに加え、「金沢方式」の3つ目の特徴である地元負担という面も特筆できる。それは、消防団組織のような人的な貢献だけでなく、消防団の運営に町内会等からの地元負担があるということである。平成22年度における地元負担に関しては、以下にまとめてあるが、詳細については各論に一覧表を掲げた。

表3 金沢市における非常備消防力の維持・運営に係る経費内訳（平成22年度）（単位：千円）

総 額	内 訳	
	金沢市の負担 (金沢市非常備消防費)	地元の負担 (消防団一般会計における地元負担金)
金額	338,452	278,028
比率	100%	82%
		60,424
		18%

(注) 金沢市の消防団の会計には、一般会計のほか各種積立金を管理する特別会計がある。一部の消防分団では消防設備の更新時等において、一時的な地元の拠出金が一般会計を經由せずに特別会計に計上される場合もあるが、これらの金額は現行制度上、把握

が困難であるため、表中には含まない。

表3は金沢市における非常備消防力の維持・運営に必要とされている経費を監査人がとりまとめたものである。非常備消防費とは消防団の運営・活動のために必要な経費であるが、金沢市では町会連合会負担金や後援会支援金などの地元負担金に加わり、消防団活動を支えていることがわかる。

また、消防団の消防設備については、例えば消防ポンプ車の購入（更新の場合も含む）では、基準額15,000千円のうちの10分の7.5を金沢市が補助金で負担し、残りを地元負担で賄うという財務構造となっており、各消防分団はこれらの購入に備える自己資金を積立金としてプールしている。消防団の財務面の負担をすべて金沢市が担っているわけではないということとは、地域住民からみれば消防団員としての人的貢献だけでなく、資金面でも負担しているという意味で、地域防災への自発的参加意識が醸成されるという利点がある。

一方で、消防組織法によれば、「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。」とある（第6条）。つまり、金沢市における消防の責務はまず金沢市にあり、この中核をなすのは金沢市消防局である。消防団も同法で「消防長又は消防署長の所轄の下に行動するもの」とされており（第18条第3項）、構成員が地域住民による自主的参加である以上、消防局は地域防災の総括的立場から消防団と連携しなければならぬ。金沢市における総合的な消防力という視点で見れば、これを担う消防局は消防団の自主性を尊重しつつも指導力を発揮し、相互に連携することで、最も効果的かつ効果的な消防力を保持することができるというええらう。

2. 消防力について

(1) 予算面における検討

金沢市の消防予算は、主に消防局で執行される常備消防費と、消防団への運営交付金等で構成される非常備消防費等からなる。また、消防費のうち非常備消防費の占める割合は約5.5%であり、ほとんどが消防団の人件費に充てられている（平成22年度予算ベースで74%）。これらの予算額が消防力の維持の観点から十分であるかどうか、他の中核市との比較により検討する。ここで比較する中核市は、表4に示す平成23年12月1日現在の推計人口が40万人台の市としたが、消防年報の形でデータを公開していない福山市は除き、13市とする（以下の説明において便宜上、中核市とは金沢市とこの13市をいう。）。消防力の比較は、単に人口あたりでどうかというよう単純なものではなく、地形や人口密集度合など様々な要因に左右されるのであろうが、一つの参考としては意味のある分析だと思われる。

金 沢 市 公 報

表4 各中核市の推計人口(平成23年12月1日現在) (単位:人)

市	推計人口	市	推計人口
① 西宮市	483,832	⑥ 尼崎市	451,804
② 倉敷市	477,145	⑦ 長崎市	441,249
③ 大分市	475,951	⑧ 富山市	421,679
④ 金沢市	462,907	⑨ 豊田市	421,000
⑤ 福山市	462,406	⑩ 高松市	418,851
		市	推計人口
		⑪ 横須賀市	415,817
		⑫ 岐阜市	412,704
		⑬ 柏市	405,378
		⑭ 宮崎市	402,061
		平均	439,485

表5 消防予算中核市比較表(平成23年度当初予算)

世帯数(世帯)	人口(人)	予算(百万円)		消防費/一般会計	一人あたり予算(円)	一世帯あたり予算(円)	構成割合 非常備
		一般会計	消防費				
西宮市	211,317	174,070	5,573	3.2%	11,646	26,373	2.4%
倉敷市(他2市町)	204,024	167,947	5,159	3.1%	10,216	25,286	4.2%
大分市	201,866	152,540	5,184	3.4%	10,949	25,680	5.4%
金沢市	191,785	163,220	5,241	3.2%	11,350	27,327	5.3%
尼崎市	209,409	196,371	4,674	2.4%	10,342	22,320	2.5%
長崎市(他2町)	230,201	214,270	5,549	2.6%	10,798	24,105	8.1%
富山市	161,948	162,111	4,603	2.8%	11,037	28,423	8.0%
豊田市	165,565	159,000	5,918	3.7%	14,007	35,744	7.4%
高松市(他2町)	184,057	149,970	4,857	3.2%	11,382	26,389	5.0%
横須賀市	166,275	144,310	5,285	3.7%	12,648	31,785	
岐阜市(他1市)	188,943	153,470	4,737	3.1%	10,059	25,071	5.7%
柏市	163,356	112,920	5,866	5.2%	14,476	35,909	2.0%
宮崎市(他2町)	193,676	148,210	3,618	2.4%	8,403	18,681	10.1%
平均	190,186	161,416	5,097	3.2%	11,332	27,161	5.5%

(注) 1 各数値は各市の消防年報等から監査人が調査し、集計した結果による。
 2 各市の世帯数及び人口は消防年報に基づく平成23年4月1日現在の推計人口による。
 (以下、表6～9及び表15同じ)

表5は比較対象とした中核市の消防予算の比較を行った表である。この表からわかるように、金沢市の消防費の一般会計に占める割合は3.2%で、中核市の平均と同率である。また、消防費予算も市民一人あたり11,350円、1世帯あたり27,327円と中核市平均とほぼ同額であり、消防費予算に占める非常備消防費の割合も5.3%と、中核市平均の5.5%とほぼ同じであり、これらの結果から、予算面においては金沢市の消防力に懸念があるような事実は見受けられなかった。

(2) 人員面における検討

消防力におけるマンパワーは、常備消防としての消防職員と、非常備消防としての消防団員とに分けられる。消防団員は一般市民から志願して採用されているのであるが、東日本大震災においても消防職員とともに地域住民の避難誘導等で大きな力を発揮したことは周知のとおりである。金沢市には、加賀藩の伝統を受け継ぐ消防団が組織されており、はしご登りの妙技を伝承するため、「加賀とびはしご登り保存会」が組織されている。消防団は百万石まつり等において、はしご登りの演技を披露するなど、金沢市民の消防団に対する親近感是他の自治体よりも大きいと思われる。

表6は消防職員及び消防団員の定員と現員数の中核市における比較表、表7はそれぞれの充足率を比較した表である。金沢市における消防職員は平成23年4月1日現在で409名(定員410名)であり、消防団員は1,101名(定員1,232名)となっている。消防職員と消防団員との定員の構成割合は常備25%に対して非常備75%である。この構成割合は、中核市の平均とほぼ同様である。消防職員と消防団員を合わせた総定員は1,642名であり、1名が奉仕する住民数は281名と、中核市の平均238名を上回っている。これについて消防局担当者からは、『定員数は消防車両の台数も考慮のうえ、判断されるべきであり、単に定員数が少ないことがそのまま安全率が低いということではない』との回答を得た。

表6 消防職員及び消防団員の中核市比較表(平成23年度) (単位:人)

	人口	消防職員		消防団員		合計	構成割合		
		定員	現員	定員	現員		1名あたり住民数	常備	非常備
西宮市	478,538	426	404	755	739	1,181	405	36.1%	63.9%
倉敷市(他2市町)	504,981	475	463	2,059	1,997	2,534	199	18.7%	81.3%
大分市	473,463	490	464	2,400	2,282	2,890	164	17.0%	83.0%
金沢市	461,762	410	409	1,232	1,101	1,642	281	25.0%	75.0%
尼崎市	451,935	425	415	1,000	920	1,425	317	29.8%	70.2%
長崎市(他2町)	513,891	527	470	3,314	2,782	3,841	134	13.7%	86.3%
富山市	417,046	474	469	2,649	2,520	3,123	134	15.2%	84.8%
豊田市	422,506	465	461	2,313	2,020	2,778	152	16.7%	83.3%
高松市(他2町)	426,718	500	471	1,610	1,514	2,110	202	23.7%	76.3%
横須賀市	417,847	437	459	970	908	1,407	297	31.1%	68.9%

表8 北陸三県の県庁所在市における消防職員及び消防団員の充足率比較表(平成23年度)

	世帯数 (世帯)	人口	消防職員			消防団員			合計 1名あ たり住 民数
			定員	現員	充足率	定員	現員	充足率	
金沢市	191,785	461,762	410	409	99.5%	1,129	1,101	89.4%	1,548
富山市	161,948	417,046	474	469	98.9%	889	2,520	95.1%	1,055
福井市	96,378	268,554	356	344	96.6%	781	976	96.5%	1,056
平均	150,037	382,454	413	407	98.4%	933	1,532	93.7%	1,220

3県の県庁所在市は、J R北陸線の特別急行で福井～金沢間、金沢～富山間がそれぞれ1時間程度と近接しており、郷土意識等も含め、同じような環境にあると思われる。表8は消防職員及び消防団員の充足率を3市間で比較したものである。この表では、消防職員の定員充足率はほぼ等しく高い水準にあるが、消防団員の充足率にあっては顕著な違いが表れている。富山市、福井市とも定員充足率は95%以上と13中核市平均を上回っており、さらに富山市においては、その面積が1241.855km²と金沢市の面積467.777km²の2.65倍であるため、大規模災害時の避難誘導の任を負う消防団の定員を金沢市の2倍以上に設定しているにもかかわらず、2,520名の団員がおり、定員充足率をみると富山市の不足は明らかである。この点について消防局担当者に見解を求めたところ、『地域毎に年齢層に偏りがあり、特に中心市街地において通勤人口の空洞化が顕著であるなど、団員の確保が困難な分団があるのは事実である。』とのことであった。地域間における人口や年齢層の偏在という背景があることは理解できるが、金沢方式を推進する金沢市であれば、これまでに以上に消防団員への市民の加入を促して、充足率が向上するよう努力していくべきである。

【指摘事項】

消防団の定員充足率が他自治体と比べ低いことから、積極的に消防団員への加入を促し、充足率を向上させる必要がある。

(3) 消防設備面からの検討

金沢市の消防設備(車両)保有状況は前述の表1のとおりであるが、ここで消防力を評価するために、他の中核市との比較を行ってみる。消防車両として比較を行ったのは、ポンプ車、はしご車、放水車、化学車、搬送車、水槽車及び救助工作車の保有台数であり、市の消防力という観点から、消防局が保有するものと消防団が保有するものを合わせた数の中核市比較を表9に示す。

	470,940	449	518	1,251	1,193	1,700	277	26.4%	73.6%
岐阜市(他1市)	405,233	433	464	617	617	1,050	386	41.2%	58.8%
柏市	430,550	322	328	2,710	2,574	3,032	142	10.6%	89.4%
宮崎市(他2町)	451,955	449	446	1,760	1,628	2,209	238	23.5%	76.5%
平均									

表7 消防職員及び消防団員の充足率中核市比較表(平成23年度)

	人口	消防職員			消防団員			1名あたり 住民数	
		定員	現員	充足率	1名あたり 住民数	定員	現員		充足率
西宮市	478,538	426	404	94.8%	1,185	755	739	97.9%	648
倉敷市(他2市町)	504,981	475	463	97.5%	1,091	2,059	1,997	97.0%	253
大分市	473,463	490	464	94.7%	1,020	2,400	2,282	95.1%	207
金沢市	461,762	410	409	99.8%	1,129	1,232	1,101	89.4%	419
尼崎市	451,935	425	415	97.6%	1,089	1,000	920	92.0%	491
長崎市(他2町)	513,891	527	470	89.2%	1,093	3,314	2,782	83.9%	185
富山市	417,046	474	469	98.9%	889	2,649	2,520	95.1%	165
豊田市	422,506	465	461	99.1%	916	2,313	2,020	87.3%	209
高松市(他2町)	426,718	500	471	94.2%	906	1,610	1,514	94.0%	282
横須賀市	417,847	437	459	100.0%	910	970	908	93.6%	450
岐阜市(他1市)	470,940	449	518	100.0%	909	1,251	1,193	95.4%	395
柏市	405,233	433	464	100.0%	873	617	617	100.0%	657
宮崎市(他2町)	430,550	322	328	100.0%	1,313	2,710	2,574	95.0%	167
平均	451,955	449	446	97.4%	1025	1,760	1,628	93.5%	349

(注) 消防職員数：横須賀市、柏市及び宮崎市は初任教育期間中の職員、岐阜市は端越市からの派遣職員(いずれも定数外)を含むため、現員が定数を上回っているが、同列比較の観点から充足率は100%として取り扱った。

一方で定員充足率に関しては、金沢市の消防職員の定員充足率は99.8%とほぼ充足されているが、消防団員に関しては89.4%と、中核市の平均充足率93.5%を大きく下回っている。仮に金沢市の消防団においても、中核市の平均充足率を満たそうとしたならば、定員1,232名に対して1,151名が現員として必要ということであり、現在の人数よりも50名を追加で任用しなければならぬことになる。

次に、北陸3県の県庁所在市における現状を比較し考察する。

表9 保有する消防車両の中核市比較表 (平成23年4月1日現在)

	面積 (km ²)	人口 (人)	消防車両(台)				
			市保有 車両	団保有 車両	合計	1万人あ たり車両 台数	100km ² あたり 車両台数
西宮市	99.37	478,538	38	38	76	1.59	76.5
倉敷市(他2市町)	362.33	504,981	54	105	159	3.15	43.9
大分市	501.28	473,463	35	185	220	4.65	43.9
金沢市	467.77	461,762	30	101	131	2.84	28.0
尼崎市	49.81	451,935	26	58	84	1.86	168.6
長崎市(他1市)	455.98	513,891	39	36	75	1.46	16.4
富山市	1,241.85	417,046	43	89	132	3.17	10.6
豊田市	918.47	422,506	43	131	174	4.12	18.9
高松市	560.57	426,718	37	106	143	3.35	25.5
横須賀市	100.69	417,847	35	48	83	1.99	82.4
岐阜市(他1市)	231.07	470,940	45	62	107	2.27	46.3
柏市	114.90	405,233	22	42	64	1.58	55.7
宮崎市(他2町)	870.53	430,550	19	49	68	1.58	7.8
平均	459.59	451,955	36	81	117	2.58	48.1

(注) 1 消防車両：ポンプ車、梯子車、放水車、化学車、救助工作車、搬送車、水槽車として比較

2 面積は総務省統計局「統計でみる市区町村のすがた2011」による。(平成22年10月1日現在)

3 倉敷市の受託町のうち、浅口市の管轄地域は旧金光町地域に限定されるため、面積には含まない。(表11の可住地面積も同様)

この表で見える限り、金沢市は人口あたりの消防車両台数では中核市平均を上回っているが、面積あたりの消防車両台数が多いとはいえない現状である。当該状況について、消防局担当者に見解を求めたところ、『署所の配置数は、市街地の人口・形状により、都市ごとに事情が異なる。本市の市街地の人口・形状から必要とされる署所数は、整備指針第5条によれば12となるが、地域特性を勘案し、11としている。消防車両の基準台数も同様ではあるが、これについては、市内の出火率や救急出動件数なども加えて他都市と比較し、費用対効果も検討したうえで台数を定めている。基準どおりの整備が望ましいものの、現状は、出火率・救急出動件数とも全国平均より優位を占めていることから、直ちに追加の整備が必要とは考えていない。』ということであり、懸念はない旨の回答を得た。

(4) 人員・消防設備面における考察

前項までの検討において、金沢市の消防職員及び団員の定員数や市全域面積あたりの消防車両の台数については、同規模中核市の平均を下回っていることがわかった。しかし、出火

率が他都市と比べて低いことを踏まえると、消防車両が少なくて良く、また、職員や団員も少なくて良いという考え方もできる。冒頭の概要でも触れたとおり、金沢市の出火率(2.1件/万人)は全国の出火率(3.7件/万人)に対してかなり低い(全国の約57%)といえるが、都市により事情は異なるはずである。表10は金沢市と全国の出火状況を比較したものであるが、この表からは、金沢市は山間地区が多いにもかかわらず山林火災の割合は約3%と全国並みである一方、建物や車両火災のような居住地域を中心とした人的な火災は全国の比率を上回っており、人口・住宅が集中する市街地を中心とした消防力の配置が重要であることがわかる。そこで、市民とその財産である住宅等の建物をカバーする消防力が行った結果が表11である。検証するため、出火率と可住地面積について同規模中核市と比較を行った結果が表11である。

表10 金沢市及び全国における出火件数の構成比較(平成22年)

火災種別	金沢市の件数(件)	金沢市の比率	全国の比率
建物	60	63.2%	58.2%
林野	3	3.2%	3.0%
車両	18	18.9%	10.8%
船舶・航空機	0	0.0%	0.2%
その他	14	14.7%	27.8%
合計	95	100.0%	100.0%

(注) 平成22年版金沢市消防局消防年報及び平成23年版消防防白書による。

表11 出火率及び可住地面積あたりの車両台数の中核市比較表

	出火件数 (件)	出火率 (件/万人)	面積 (km ²)	可住地 面積 (km ²)	可住地 面積 /市面積	消防車両 市・団合計 (台)	可住地面積 100km ² あたり 車両台数 (台)
西宮市	157	3.3	99.37	62.08	62.5%	76	122.4
倉敷市(他2町)	135	2.7	362.33	259.99	71.8%	159	61.2
大分市	131	2.8	501.28	243.55	48.6%	220	90.3
金沢市	95	2.1	467.77	190.69	40.8%	131	68.7
尼崎市	215	4.8	49.81	49.81	100.0%	84	168.6
長崎市(他1町)	167	3.2	455.98	215.87	47.3%	75	34.7
富山市	81	1.9	1,241.85	473.87	38.2%	132	27.9
豊田市	175	4.1	918.47	288.42	31.4%	174	60.3
高松市(他2町)	208	4.9	560.57	328.14	58.5%	143	43.6
横須賀市	149	3.6	100.69	69.60	69.1%	83	119.3
岐阜市(他1市)	161	3.4	231.07	170.57	73.8%	107	62.7
柏市	128	3.2	114.90	100.80	87.7%	64	63.5
宮崎市(他2町)	170	3.9	870.53	364.17	41.8%	68	18.7
平均	152	3.4	459.59	216.74	59.3%	117	72.5

(注) 可住地面積(平成22年10月1日現在)及び出火件数(平成20年)は総務省統計局「統